

食料システム

公益財団法人 **食品等持続的供給推進機構**

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2026

6月号

No.366

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 令和8年度 輸出に取り組む優良事業者表彰
エントリー開始 ④
- 食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内 ⑤
- 令和7年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集 ⑤
- 〈農林水産省〉
石油由来の食品容器包装等の
安定供給に向けた御協力について（要請） ⑥
- 〈農林水産省〉
令和7年度食品等取引実態調査結果が公表されました ⑦
- 〈商工中金〉
「中小企業における取適法の影響と取組」の公表について ⑧

巻 頭 言

南米大陸の西海岸沿いに、フンボルト海流という寒流が南極海域から北に向かって流れている。この海流のせいでこの地域は世界的にも豊かな漁場の1つとなっている。

このフンボルト海流はご存知の通り、ドイツ人の自然科学者、探検家であるアレキサンダー・フォン・フンボルトにちなんだものである。

このフンボルトのことについては、近年あまり語られないようであるが、最近この科学者、探検者についてその人生を詳しく記述した本を読んだ。アンドレア・ウルフ (Andrea Wulf) による「インベンション・オブ・ネイチャー」である。「自然の発明」と訳せるが、訳本である中公文庫のタイトルは「フンボルト 自然の発見者」となっている。英書のサブタイトルの末尾に「忘れられた科学のヒーロー」(Lost Hero of Science) とあるのがフンボルトの現状を表している。

私自身もあまりフンボルトのことは知らなかった。ダーウィンと並んで南米を探検した1人だということは知っていたが、その詳しい業績や人となりなどについては全く知らなかったといっている。

フンボルトが活躍した18世紀後半から19世紀前半の時代は、フランス革命とその混乱で世の中も人の心も、科学の世界も急速に変化する時代であった。啓蒙思想や博物学などが勃興してくる時代でもあった。

フンボルトは当時のプロシヤの首都ベルリンに生まれた。父親は国王の侍従にあたるような仕事をし、家庭は極めて裕福であった。母親の死去に伴い、フンボルトは多額の遺産を相続し、これが南米探検調査旅行の資金となった。

フンボルトは現在のベネズエラに到着し、アマゾン川とオリノコ川が分水嶺でつながっていることを証明するためにオリノコ川をさかのぼった。単にこれを証明しただけではなく、その途中においては温度や湿度、高度、地磁気など様々な測量を行い、多くの植物、動物、岩石等の採取を行っている。この南米、メキシコ、キューバの一連の探索旅行を通じてフンボルトは60,000にも及ぶ標本を採取したと言われている。

フンボルトはベネズエラからさらに南に向かってエクアドル、コロンビアを経てペルーのリマまで山岳地帯を踏破している。現在のエクアドルの首都キトの近くにある当時南米で最も高いと思われていたチンボラソという山に登り、温度、湿度、気圧、植生等を丹念に調査測量した。

フンボルトは単に植物や昆虫、動物の採集にとどまらず、火山の生態、他の火山の動きとの関連、地磁気の変化についても調査している。高度帯に沿って植物層が記された山の図を見たことがあると思うが、フンボルトの作成したチンボラソ山の図がその嚆矢であり、フンボルトの図には火山の地下のマグマが離れた火山につながっていることが明示されている。

フンボルトは、後にインドへの渡航の許可を求めイギリス政府に働きかけたが、東インド会社の反対で実現しなかった。この渡航の目的の大きな1つがヒマラヤに登って調査をすることであった。インド渡航が叶わなかったフンボルトは後年60歳になるときにロシアからシベリア探査の許可を得てアルタイ山脈まで到達し調査している。エクアドルでチンボラソに登ったフンボルトは、アジア探索の思いを持ち続け、その目的の1つが地球の裏と表にある山を比較検討することにあった。シベリアから帰還したフンボルトはロシア全土に地磁気を測定する観測点を設置し、地磁気の変化が地球内に由来するのか、気候に由来するのか、あるいは太陽に由来するのかを明らかにすることを提案している。フンボルトの目が地球の上のみならず地球の内側、さらに宇宙にも及んでいたことを示すものである。

ちなみに東インド会社がフンボルトのインド渡航を認めなかったのには、フンボルトが南米を探索調査する際に遭遇した宣教師や植民勢力による現地民の迫害や自然の破壊に強い批判をして

いたことがあった。彼の憤りは人道面のみでなく、生態系への影響の懸念にも根ざしていた。

南米からの帰路、アメリカに立ち寄り、トーマス・ジェファソン大統領と会って科学談議に花を咲かせて意気投合したが、奴隷制度については意見が対立したという。

当時、科学の細分化が進んでいく傾向にある中で、地球、その自然を全体として捉え、実証的に調査データを積み上げ、相互の関連性を解き明かしていくフンボルトの姿勢とその圧倒的な成果は、人々の自然や世界を見る目を開かせるものとなった。

フンボルトは、学問の制約が多いベルリンではなく、最も自由度の高かったパリやロンドンを中心に活動し、その当時においては、ヨーロッパのみならず、世界において極めて高く評価され、かつ尊敬された科学者であった。彼の著作は広く読まれ、その講演は大盛況であり、面会を求める研究者などは引きも切らなかったといわれる。フンボルトは、無私の心で人々に接し、惜しみなくその知識を伝え、送られてきた何千という手紙には丹念に自分で返事を書いていた。

フンボルトは多くの研究者、学者、政治家に強い影響を及ぼしたが、その中でも特筆すべきは、フンボルトの業績を学んだことがダーウィンがビーグル号に乗船する動機の1つになり、ついには進化論を唱える契機となっていることである。フンボルトはその著書の中で生物の進化を示唆する記述をしている。

フンボルトは単に自然科学者としてその基礎を確立しただけでなく、文学者、詩人などにも大きな影響を与えた。

ゲーテはフンボルトとの親交が深く、2人は動物学、火山学、植物学、化学など様々な分野にわたって科学論議をしたと言われている。ゲーテはフンボルトの話に大きな刺激を受け、「8日にわたる読書も1時間のフンボルトとの会話によって学ぶものに及ばない」と言っている。

また、フンボルトはゲーテとともにドイツの詩人のシラーとも互いに交流をしていた。英国の詩人のワーズワース、サウジー、コールリッジなどにも大きな影響を与えている。それはどうか。フンボルトは自然を調査するにあたって、科学者の目だけでなく、画家の目で見、詩人の心で感じ取るというアプローチをしていたということがある。フンボルトは詩人でもあった。

フンボルトの当時の評判の高さを示すものとして、世界中のいろいろな町、通り、山、川、湖、湾などにフンボルトという名前が付けられたということがある。フンボルト海流もその1つ。タイの国王の宮殿にはフンボルトの肖像画が掲げられ、米国ではフンボルトの名は茶の間の言葉（householde name）であった。

そういうフンボルトはなぜあまり知られなくなってきたのか？

それはフンボルトの自然を全体として捉えることが時代の経過とともにはや当たり前のこと、当然のこととして自然科学者の間に定着してきたということが1つ。

もう1つは政治的な問題が背景としてある。それは統一されたドイツが第一次世界大戦において米国やイギリス、フランスの敵国となったということである。特に、アメリカにおいては、それまでは小学生の誰に聞いてもフンボルトの名前を知らない者はいないという位教育の現場でフンボルトのことは多く語られていたが、第一次世界大戦でドイツがアメリカの敵国となったことを境としてフンボルトのことはあまり語られなくなり、通りなどの名前は別の名前に変更されたそうである。アメリカという国は非常に自由で多様な意見を尊重する国である一方で、プロパガンダによって、敵国やその国民に対する評価がそれ以前と全く逆転するということがある。フンボルトの場合もその1つである。第2次大戦中の米国の日本関連プロパガンダを見ればその事情は容易に理解できるだろう。

前回このコーナーで紹介した小泉八雲、ラフカディオ・ハーンも同じような運命をたどっている。日本においては戦前も戦後もずっと評価され親しまれてきているが、アメリカにおいては先の大戦で日本と戦ったことを契機として、ラフカディオ・ハーンは日本の文化や歴史を不当に美化したものとして、忌避される対象となった。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長 村上 秀 徳

令和8年度 輸出に取り組む優良事業者表彰 エントリー開始

当機構は農林水産省の補助を受け、輸出に取り組む事業者のうち顕著な実績を挙げている事業者を広く発掘し、その取組を表彰し、その取組内容を広く紹介することにより、我が国の農林水産物・食品の輸出を促進することを目的とし、下記の事業を実施します。

表彰対象

農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人
※本表彰は農林漁業者だけでなく、2次産業、3次産業の事業者も対象にしています。
※自推・他推問いません。

表彰

農林水産大臣賞 4点程度
農林水産省輸出・国際局賞 6点程度
公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 会長賞 4点程度

表彰式

2026年12月上旬 実施予定（東京都内）

後援

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本政策金融公庫、
日本農業法人協会、日本貿易振興機構（JETRO）

応募期間

7月31日迄

参加費無料

応募方法

下記アドレスにある「輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式」に必要事項を記入し、関係書類と共にご応募ください。なお、頂いた応募書類は返却致しません。

<応募に関する書類> ※(1)(2)は必須

- (1) 輸出に取り組む優良事業者表彰応募様式
- (2) 写真（取組内容がわかる写真）
- (3) 取組内容を記載した関係資料
- (4) 会社等の概要がわかるパンフレット（ある場合）

<応募書類様式・公募詳細>

<https://www.ofsi.or.jp/kaigai>
郵送、メール送信にて受け付けています。上記アドレスにて、送付先をご確認下さい。



審査

審査項目	選賞基準（審査の視点）
輸出規模	輸出事業者における我が国の農林水産物・食品の年間輸出額、量、品目等が一定以上あるか 輸出事業者による輸出が一定規模継続的に行われているか
成長性	輸出事業者における輸出額、量、品目が増加しているか 輸出事業者における輸出国が増加しているか
イノベーション	輸出拡大に向けて生産面・流通面等において斬新的な取組が行われているか これまでに輸出できなかった国への販路を切り開いているか 新規性があるか
定着性	輸出を継続するために継続的な販路開拓が行われているか 日本の農林水産物・食品を浸透させるための工夫が行われているか 他の輸出国と差別化するためのブランディングができているか
波及効果	農林漁業者が新たに輸出に取り組めるような取組となっているか 他の輸出事業者に参考となるような取組となっているか
農林漁業の持続的な発展	農薬・肥料の抑制、温室効果ガス排出削減、労力削減の取組が行われているか 地場産品の活用、資源の循環利用等に取り組んでいるか 原材料等を輸入から国内資源（農林水産物、肥料、飼料等）への転換

※選考に関する、経緯、経過につきましては公表いたしません。

問合せ先 業務部 担当：杉本
TEL 03-5809-2176 / E-mail kaigai@ofsi.or.jp

食品等持続的供給対策債務保証事業のご案内

当機構では、特定の法律に基づく計画の認定を受けた事業者等の方々が、その認定事業の実施等に必要な資金について調達が円滑に行えるよう民間金融機関から借り入れる場合の債務保証事業を行っています。

■対象事業

1. 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）に基づく認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業
2. 中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）に基づく認定食品流通円滑化事業
3. 中小企業等経営強化法に基づく承認経営革新事業又は認定経営力向上事業
4. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に基づく認定総合効率化事業
5. 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づく承認地域経済牽引事業
6. 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく認定農商工等連携事業
7. 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（米粉・エサ米法）に基づく認定生産製造連携事業
8. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業
9. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づく認定輸出事業

注）このほか、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務（運転資金のみ1団体当たり8千万円以下、保証期間1年以内、借入金元本等の50%）がございます。

概要や申込に当たってのQ&Aを下記に掲載していますので、ご覧下さい。

- ・当機構HP <https://www.ofsi.or.jp/saimu/>
- ・パンフレット https://www.ofsi.or.jp/file/strct_dept/saimu/saimu_pr20251001.pdf

令和7年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集

農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等や、産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等、物流の問題に取り組む事業者に対し、現状抱えている問題の解決支援を行います。

URL：<https://www.ofsi.or.jp/banso/>

■専門家等の派遣を希望する依頼者の募集

物流改善に取り組む事業者、産地等の課題に応じて物流の専門家等を派遣します！

■専門家等の募集

本事業を推進するにおいて、依頼者に派遣する物流等の専門家等を広く募集します。

■募集期間

令和8年4月6日（月）～令和9年3月中旬まで（但し予算終了まで）

■相談窓口

「専門家派遣事業申込書」や「専門家登録申請書」等の記入方法、申し込みの要件等に関するご相談については、オンライン若しくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ先
業務部

TEL：03-5809-2176 / E-mail：logi-banso@ofsi.or.jp

〈農林水産省〉 石油由来の食品容器包装等の 安定供給に向けた御協力について（要請）

1. 農林水産省は、現下の中東情勢を踏まえ、石油由来の食品容器包装等（以下単に「食品容器包装等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しているとして、4月30日付けで食品産業関係団体宛てに標記の協力要請を発出しました。

（参考1）4月30日付け農林水産省要請文

https://www.maff.go.jp/attach/pdf/chuto_josei-16.pdf

2. 今回の農林水産省の要請のポイントは以下のとおりです。

- （1）石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省は、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出し、
 - ・石油関連製品の安定供給の実施
 - ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促しを要請しているところです。

（参考2）3月30日付け経済産業省要請文

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/material_industry/260330_youseibun.pdf

- （2）食品容器包装等の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より改めて食品容器包装等製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

（参考3）4月30日付け経済産業省要請文

（参考1）の（別添）「石油関連製品の安定供給確保に向けた周知の御協力について」参照

- （3）上述の要請・依頼も踏まえ、農林水産省から、4月30日付けで製造事業者及び流通事業者に対して標記の協力要請したところですが、食品容器包装等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、調達困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど食品容器包装等の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。
加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした調達をする、発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

3. 詳細については、以下の農林水産省HPの「中東情勢関連対策ポータル」をご覧ください。
https://www.maff.go.jp/chuto_josei.html#yousei

〈農林水産省〉

令和7年度食品等取引実態調査結果が公表されました

1. 農林水産省は、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）第34条第1項に基づき、食品等の取引の実態に関する調査（食品等取引実態調査）を実施し、結果を取りまとめ、3月31日、公表しました。また、関係団体に対し、調査の結果に基づく協力要請（通知）を発送しました。

2. 背景・目的

食料システム法に基づく措置の実施の実効性を確保するため、令和7年10月からフードGメンを地方農政局等に配置し、食品等取引実態調査による情報収集を実施。価格交渉の実施状況、商慣習上の課題に関する協議状況等の実態について、アンケート調査及びヒアリング調査を実施。

3. 調査結果の概要

【BtoB販売における価格交渉の状況】

- ・取引先へ価格交渉を申し入れ、速やかに協議が行われた割合は77.0%にとどまった。
- ・価格交渉において、値上げの根拠を提示して交渉を行った者は69.6%にとどまった。
- ・値上げ根拠を取引先に提示しない場合の価格転嫁率は56.8%であったが、提示した場合は68.1%と1割程度高くなった。

【BtoB調達における価格交渉の状況】

- ・調達先から価格交渉の申し出があった」と回答したのは70.7%で、大多数の者が「申し入れに応じる形で価格交渉を行った」と回答した。また、「価格交渉の申し入れはなかったが、自ら価格交渉を申し出た」者も一部存在した。
- ・調達先から申し出があった値上げ分に対する反映率は69.6%であった。業種別の反映率では、外食・給食事業者が相対的に低い傾向であった。

【BtoC販売における価格転嫁の状況】

- ・消費者への販売におけるコスト上昇分に対する価格転嫁率は40%未満との回答割合が23.8%であり、販売価格に転嫁できなかった理由として、売上又は数量の減少への懸念が60.7%と最も多かった。対策として、「段階的値上げによって消費者の心理的負担軽減を図っている」「値上げによる客数減のシミュレーションを行い対応している」等の声が寄せられた。

【取引上の商慣習における課題等】

- ・取引価格以外で、経営上の支障・過剰な負担となっていると感じている商慣習として、短いリードタイム（短納期発注）や厳しい納品期限（3分の1ルール等）の回答が多かった。最も負担が大きい商慣習の具体的な内容として、「当日受注、当日出荷を行う必要があるため、見込生産を進めるしかなく、ロスが発生する」「3分の1ルールにより、少ロットでの製造が必要になり、加工費が上昇する」という回答があり、コスト増の要因になっていることが窺われた。
- ・その他商慣習に係る声として、センターフィーについて「交渉が成立しないまま受け入れている」、返品について「責任の所在が不明な返品がある」、協賛金について「販促の原資として協賛金を頻繁に要求される」という声が寄せられた。

【その他（物流等に係る取組）】

- ・2024年問題を経て、パレット化や車建て運賃への切替え、トラック予約受付システムの活用など物流効率化の取組が進展している状況が寄せられた。一方で、輸送資材の規格・運用の標準化や納品日時の分散など、業界横断・サプライチェーン全体での協力・連携の必要性も指摘する声が寄せられた。
- ・生産性向上や技術継承、人手不足解消のためにデジタル化を進める事例が寄せられたが、主として食品卸事業者から「システムの導入には費用がかかり、メリットがないと変わらない」といった声もあり、デジタル化の効果に関する関係者間の認識共有が必要であることが窺われた。
- ・未利用食品をフードバンク等に寄贈する取組に関して、「転売が問題になったこともある」「輸送便を手配するのが難しい」という声が寄せられた。

詳細は、以下の農林水産省HPをご覧ください。

○令和7年度食品等取引実態調査結果の公表について

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/260331.html>

4. 調査結果に基づく協力要請

調査結果に基づき、関係団体（255団体）に対し、農林水産大臣より以下のポイントに関して協力要請（通知）が発出されています。

（協力要請のポイント）

- ①食料システム法に基づく食品等の取引の適正化
- ②食品等の取引の適正化に関するガイドラインの活用
- ③物流効率化に向けた取組の推進

詳細は、以下の農林水産省HPをご覧ください。

○令和7年度食品等取引実態調査の結果について（協力要請）

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/kikaku/attach/pdf/260331-5.pdf>

〈商工中金〉

「中小企業における取適法の影響と取組」の公表について (商工中金景況調査＜2026年2月・トピックス調査分＞)

1. 商工中金は概ね四半期に一度、中小企業の景況感をはじめとする実態のタイムリーな把握のため、景況調査を実施しています。今般、2026年2月調査のうち、トピックス調査分の結果が3月31日に公表されました。

2. ポイントは、以下のとおりです。

(1) 調査目的

2026年1月に、中小受託取引の公正化と、受託側である中小企業の利益保護と強化を目的に施行された「中小受託取引適正化法」(以下、「取適法」)による、中小企業の取引実務における変化を把握する。

(2) 調査要旨

①制度との接点は広い

取適法に関係する取引を受託または委託している企業は、全業種の約6割。

②施行初期の変化は、まず決済条件に表れている

受託側では、資金繰りの改善が約5割、紙手形廃止・振込等への変更が約4割。

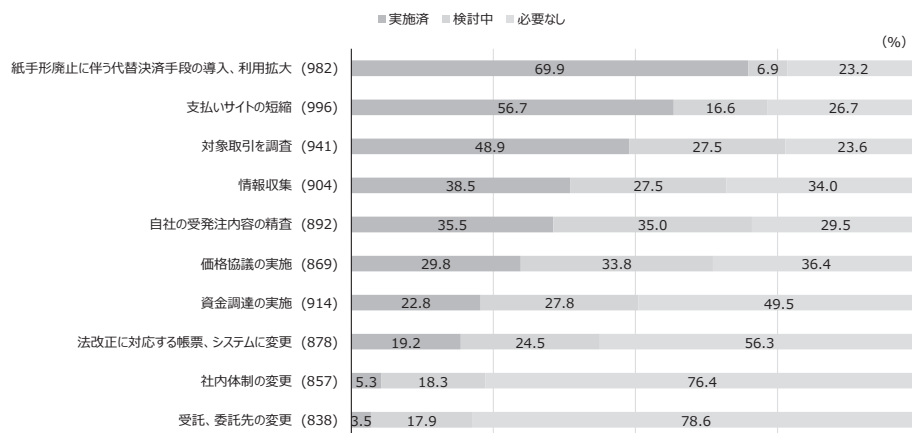
③受託、委託の双方がある企業では、資金繰りは改善が上回る

全産業で、受託側の改善が委託側の悪化を上回る。

④企業対応は進む一方、価格・取引条件面はなおこれから

代替決済手段の導入・利用拡大は約7割、支払いサイトの短縮は約6割が実施済。

各種取り組みの実施、検討状況



3. 詳細は、以下の商工中金HPをご覧ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/report/data/assets/pdf/topics260331.pdf>

編集後記

先日、テレビで「旬の食べ物」を使った料理として、新じゃがでポテトサラダを作っているのを見かけました。ポテトサラダと言えば、「ポテサラ論争」が思い浮かびます。人それぞれ立場によって考え方は違うと思いますが、私は作る労力と時間を考えれば断然買う派です。「たかがポテサラ、されどポテサラ」ポテサラがきっかけで論争が巻き起こり、そこに世相が反映された興味深い案件でした。(1)

編集

食料システム

◆2026年6月号／通巻366号 ◆令和8年6月1日発行

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 📠 03-5809-2183

✉ info@ofsi.or.jp 🌐 <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。